

事 務 連 絡
平成 2 8 年 3 月 4 日

各都道府県

子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

主幹教諭等専任加算等の取扱いについて（周知）

平素より子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

幼稚園における主幹教諭等専任加算、認定こども園における主幹教諭等の専任化の要件等について問合せがあったため、国としての考え方について、下記のとおり、お知らせします。

各都道府県におかれては、内容について十分に御了知のうえ、各市区町村への周知・助言等をお願いします。

記

1. 幼稚園における主幹教諭等専任加算及び認定こども園における主幹教諭等の専任化の要件について

- (1) 幼稚園型一時預かり事業には、「私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業等により行う預かり保育を含む」こととしているところ、市町村の単独事業・自主事業についても、私学助成の国庫補助事業の対象に準ずる形態で実施されている場合には、これに含まれるものとして取り扱って差し支えないこと。
- (2) 幼稚園型一時預かり事業を実施している幼稚園等において、地域の預かりニーズを適切に踏まえながら、幼稚園型として非在園児の預かりを行っており、一般型一時預かり事業を実施する場合のニーズに一定程度対応していると認められる場合には、幼稚園型一時預かり事業と一般型一時預かり事業の双方を実施しているものとして取り扱って差し支えないこと。
- (3) 障害児（軽度障害児を含む。）に対する教育・保育の提供に関して、障害児に該当するか否かの判断に当たり、障害者手帳の提出を必須とするものではなく、医師による診断書や、巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見の提出など、障害の事実が把握可能な資料をもって確認することとして差し支えないこと。

(4)「保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと」(留意事項通知31 ページⅡの1.(2)(ア)ii(注2)、36 ページⅣの1.(1)及び49 ページⅣの4.(1))との要件については、地域子ども・子育て支援事業(地域子育て支援拠点事業等)や私学助成による子育て支援活動等を実施していることのみを意味するものではなく、各園や地域の実情に応じて、教育・保育に関する相談・情報提供や、子どもと保護者との登園の受入れ、保護者同士の交流の機会の提供等の取組など地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行っていれば、要件を満たすものとして取り扱って差し支えないこと。

(5) 幼稚園における主幹教諭等専任加算及び認定こども園における主幹教諭等の専任化については、主幹教諭等を指導計画の立案や子育て活動等に専念できるよう措置するものであるが、主幹教諭等が教育・保育に従事することを一切排除するものではなく、主幹教諭等としての役割(園運営の企画・調整、指導計画の立案・実施、他の教諭等に対する指導・助言等)を適切に果たす観点から、必要に応じて、学級担任による教育・保育について支援等を行うことは妨げられないこと。

2. 認定こども園において主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合の取扱いについて

(1) 認定こども園において、「主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合」の減算が適用される場合でも、専任化代替教諭等の配置が行われているのであれば、主幹教諭等の専任化や子育て支援活動等が適切に行われていないことをもって、加算を取得できなくなることはないこと。

(2) 専任化代替教諭等の配置が行われていない場合にも、これにより直ちに加算が全く取得できなくなるわけではなく、加算分(例：チーム保育加配加算)として位置付けている人員の一部又は全部を専任化代替教諭等として充当し、基本分単価において充足すべき職員数を満たすことが確認でき、さらに加算の対象となる追加分の配置があれば、それに応じた加算の算定が可能であること。

(3) 仮に、上記(1)(2)と異なる取扱いをしている場合には、加算の再認定を行うこと。

【担 当】内閣府子ども・子育て本部(給付担当) T E L 03-5253-2111(代表)内線38347
--